

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	横芝光町

横芝光町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 横芝光町産業課
所在地 千葉県山武郡横芝光町宮川11902
電話番号 0479-84-1215
FAX番号 0479-84-2713
メールアドレス sangyou@town.yokoshibahikari.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キョン、ウサギ、カラス、ドバト、キジバト、ムクドリ、スズメ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	横芝光町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲、野菜	756千円 0.41ha
ハクビシン	果樹	80千円 0.05ha
アライグマ	野菜	50千円 0.1ha
タヌキ	野菜	50千円 0.1ha
キョン	—	—千円 — ha
ウサギ	—	—千円 — ha
カラス	水稲	107千円 0.9ha
ドバト	—	—千円 — ha
キジバト	—	—千円 — ha
ムクドリ	—	—千円 — ha
スズメ	水稲	—千円 — ha

(2) 被害の傾向

イノシシ

大総地区を中心に生息域を拡大しており、年間を通じて発生している。主な被害作物は水稲、野菜（かぼちゃ、さつまいも等）である。また、近年では日中の目撃情報や人家周辺への出没により人身被害の危険も懸念される。

ハクビシン・アライグマ・タヌキ

年間を通じて町内全域で発生しており、野菜（トウモロコシ、スイカ、メロン等）の被害がある。数年の間でアライグマによる被害が拡大している。

<p>ウサギ 露地野菜等で被害が確認されているが、被害額は計上されていない。</p> <p>カラス・スズメ 年間を通じて町内全域で発生しており、水稻の被害がある。また、生活環境における被害も懸念される。</p> <p>ドバト・キジバト・ムクドリ 落花生等で被害が確認されているが、被害額は計上されていない。</p> <p>キョン 現時点においては、農作物等の被害はないが、今後生息域の拡大による被害が想定される。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
イノシシ	756千円 0.41ha	0千円 0.0 ha
ハクビシン	80千円 0.05ha	0千円 0.0 ha
アライグマ	50千円 0.1ha	0千円 0.0 ha
タヌキ	50千円 0.1ha	0千円 0.0 ha
キョン	－千円 － ha	0千円 0.0 ha
ウサギ	－千円 － ha	0千円 0.0 ha
カラス	107千円 0.9ha	0千円 0.0 ha
ドバト	－千円 － ha	0千円 0.0 ha
キジバト	－千円 － ha	0千円 0.0 ha
ムクドリ	－千円 － ha	0千円 0.0 ha
スズメ	－千円 － ha	0千円 0.0 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題										
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣捕獲については、山武北部猟友会との委託契約により、銃器及びわなによる捕獲を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の整備状況 <table> <tr> <td>大型箱わな</td> <td>8基</td> </tr> <tr> <td>くくりわな</td> <td>20基</td> </tr> <tr> <td>小型箱わな</td> <td>10基</td> </tr> <tr> <td>アニマルセンサー</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>赤外線無人カメラ(借用)</td> <td>2基</td> </tr> </table>	大型箱わな	8基	くくりわな	20基	小型箱わな	10基	アニマルセンサー	2基	赤外線無人カメラ(借用)	2基	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化が進んでいる。 ・有害獣の生息域の拡大及び生息数の増加がみられ、捕獲従事者への負担が増えている。
大型箱わな	8基											
くくりわな	20基											
小型箱わな	10基											
アニマルセンサー	2基											
赤外線無人カメラ(借用)	2基											
防護柵の設置等に関する取組	防護柵の設置は行っていない。	今後、被害地域や被害が拡大するなどの被害状況により、設置を検討する。										

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な捕獲による個体数の調整を行うとともに、農地に出没する個体の捕獲に努めていく。 ・捕獲従事者と連携を図り、早期に有害鳥獣による農作物被害対策を実施するとともに、関係機関、町民から被害情報の収集を行い、積極的な捕獲を実施していく。 ・鳥獣被害の原因ともなる耕作放棄地の解消など、農業者並びに近隣住民の意識が重要であることから、町民へ啓発活動を行い自己防衛意識の向上を図っていく。 ・捕獲従事者の高齢化や負担が増加していることから、捕獲従事者の確保に努める。 ・ICT機器(暗視カメラ、箱わなセンサー)を活用し、捕獲効率を高める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>山武北部猟友会の有害鳥獣駆除隊を中心とした捕獲・追払い活動を実施するとともに、地域に応じたわな捕獲方法で捕獲等を実施していく。</p> <p>また、地域住民からの目撃情報を有害鳥獣駆除隊へ共有し、積極的な捕獲に努める。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ キョン ウサギ カラス ドバト キジバト ムクドリ スズメ	町所有の捕獲機材を活用して従事者の負担軽減を図っている。 捕獲された有害獣については、町で回収し、山武郡市環境衛生組合で焼却処理としている。 狩猟免許取得促進事業等を活用し新規わな免許取得者の促進を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、目撃情報及び被害地域からの聞き取り調査等や近隣地域での目撃情報及び被害状況も考慮したうえで計画している。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	60頭	60頭	60頭
アライグマ	80頭	80頭	80頭
タヌキ	60頭	60頭	60頭
キョン	5頭	5頭	5頭
ウサギ	5頭	5頭	5頭
カラス	250羽	250羽	250羽
ドバト	50羽	50羽	50羽
キジバト	50羽	50羽	50羽

ムクドリ	50羽	50羽	50羽
スズメ	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・カラス、ドバト等の鳥類 カラスの子育て期間で生活被害の多く発生する5～6月に かけて重点的に、町内全域で銃器による捕獲を実施する。 ・イノシシ、アライグマ等の獣類 年間を通して町内全域で捕獲器による捕獲を実施。 地域、場所に応じてくくりわなと箱わなを使い分け設置する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限移譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	今後、被害地域や被害が拡大するなどの被害状況により、設置を検討する。		

(2) その他被害防止に関する取組

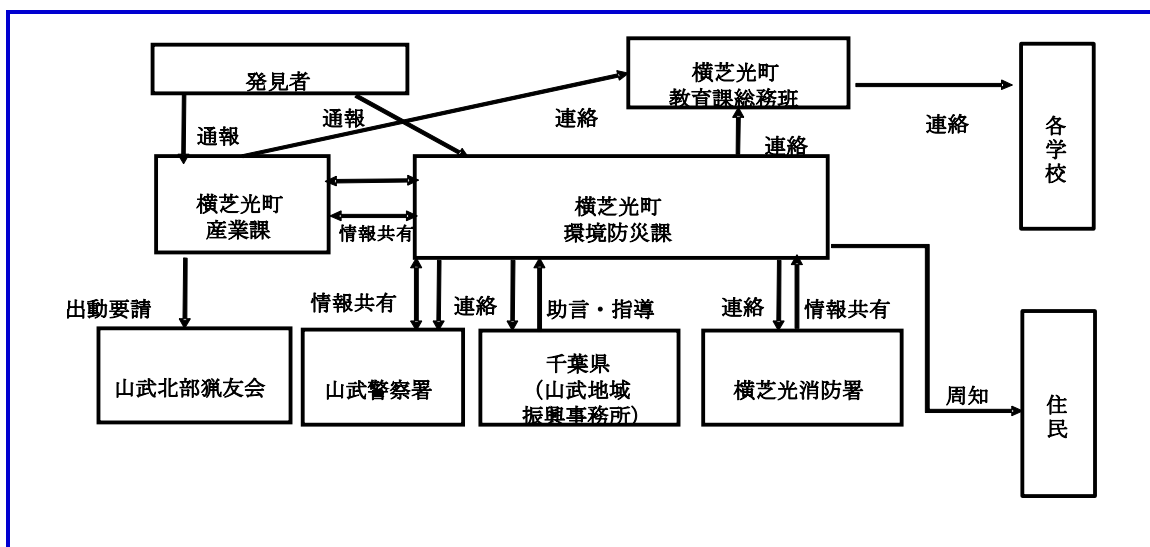
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 から 令和8年度	イノシシ ハクビシン アライグマ タヌキ キョン ウサギ カラス ドバト キジバト ムクドリ スズメ	<p>住民自ら自己防衛意識を高め、林縁部の草刈りや農作物残さの除去など、有害鳥獣が出没しない環境づくりを目指す。また、被害が発生している時期に防災無線（被害周知）などを活用し、住民に対して啓発を行う。</p> <p>なお、狩猟免許を所持しない農林業者が自らの事業地で行う捕獲に対しては、町が保持しているわなを設置することとする。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
横芝光町役場産業課	関係機関との連携・調整
横芝光町環境防災課	関係機関との連携・調整
横芝光町教育課	各学校への情報提供
山武北部猟友会	捕獲・追い払い作業
山武地域振興事務所	捕獲等に関する指導・助言
山武警察署	地域の安全を確保するために情報の提供、収集
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	生命、身体被害に対する処置

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については、殺処分し、山武郡市環境衛生組合での焼却処理、または捕獲現場での埋設処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用に適さない鳥獣種の捕獲割合が多く、利用に適する鳥獣種の捕獲が少数なため、利用推進が困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	未設置
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県環境生活部自然保護課	情報提供・その他必要な支援
千葉県農林水産部農地・農村振興課	情報提供・その他必要な支援
山武地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
山武農業事務所	情報提供・その他必要な支援
千葉県農業共済組合	被害情報の提供
山武郡市農業協同組合	被害情報の提供
ちばみどり農業協同組合	被害情報の提供
丸朝園芸農業協同組合	被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物等への被害状況に応じて、近隣市町等と連絡調整しつつ、必要に応じて検討を進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物などへの被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町との連携を図る。

農業者の被害防止に対する意識の向上を図る。

地域全体で施策への取組みを図る。

農業者や町民等の目撃情報などを基に関係機関と連携し、未然に被害防止対策を図る。